

【令和6年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底 衛生管理区域の適切な設定 記録の作成および保管 衛生管理区域専用の衣服および靴の設置並びに使用 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 	全域	飼養衛生管理マニュアルは農場に出入りする全員が理解する必要があることから、必要に応じて、図示や多言語化で表示するとともに、決められた方法が遵守されているか確認する必要があるため。	通年
めん羊、山羊	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限（病原体の持ち込みおよび持ち出しを防止するための規則の作成） 	全域	観光牧場等として営業し、不特定多数の来場者がある施設への対応が必要であるため。	通年
馬	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の所有者の責務 記録の作成および保管 	全域	衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し保管するよう指導を行う必要があるため。	通年

【令和7年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底 衛生管理区域の適切な設定 記録の作成および保管 衛生管理区域専用の衣服および靴の設置並びに使用 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 	全域	飼養衛生管理マニュアルの更新状況、従事者への周知の状況、衛生管理区域の出入口における車両の消毒状況を確認し、必要に応じて指導を行う。畜産密集地域（畜産団地）、大規模農場等を優先的に指導する。	通年

めん羊、 山羊	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの更新 および従事者等への周知徹底 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限（病原体の持ち込みおよび持ち出しを防止するための規則の作成） 	全域	観光牧場等として営業し、不特定多数の来場者がある施設への対応が必要であるため。	通年
馬	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の所有者の責務 記録の作成および保管 	全域	衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し保管するよう指導を行う必要があるため。	通年

【令和8年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの更新 および従事者等への周知徹底 衛生管理区域の適切な設定 記録の作成および保管 衛生管理区域専用の衣服および靴の設置並びに使用 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 	全域	衛生管理区域内に立ち入るすべての者に、飼養衛生管理マニュアルに定められた方法で更衣、消毒等を行うよう指導等を行う必要があるため。畜産密集地域（畜産団地）、大規模農場、ふれあい牧場併設農場等が多数ある地域を優先的に指導する。	通年
めん羊、 山羊	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの更新 および従事者等への周知徹底 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限（病原体の持ち込みおよび持ち出しを防止するための規則の作成） 	全域	観光牧場等として営業し、不特定多数の来場者がある施設への対応が必要であるため。	通年
馬	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の所有者の責務 飼養衛生管理マニュアルの更新 および周知徹底 記録の作成および保管 	全域	関係者と協力して衛生意識を高め管理を行うにあたり、指導が必要なため。 競走馬は国内外の移動が多く、衛生管理区域に立ち入る者も海外渡航など履歴を記録する必要があり、指導が必要なため。	通年

豚およびイノシシ（令和6年～令和8年）

1. 家畜の所有者の責務の徹底
2. 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底
3. 衛生管理区域の適切な設定
4. 記録の作成および保管
5. 処理済み飼料の利用
6. 衛生管理区域の野生動物の侵入防止
7. 畜舎ごとの専用の靴の設置および使用ならびに手指の洗浄および消毒
8. 畜舎外での病原体による汚染防止
9. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検および修繕
10. 衛生管理区域内の整理整頓および消毒
11. 特定症状が確認された場合の早期通報
12. 埋却等に備えた処置

家きん（令和6年～令和8年）

1. 家きんの所有者の責務の徹底
2. 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底
3. 衛生管理区域の適切な設定
4. 記録の作成および保管
5. 衛生管理区域専用の衣服および靴の設置ならびに使用
6. 家きん舎ごとの専用の靴の設置および使用
7. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検および修繕
8. 衛生管理区域内の整理整頓および消毒
9. 特定症状が確認された場合の早期通報
10. 埋却等の準備

上記の豚、イノシシおよび家きんの重点的に指導等を実施すべき事項は、豚熱、高病原性鳥インフルエンザの発生が国内で認められている現状において恒常的に遵守するべき項目である。

農場の管理体制、施設整備状況等の変更により随時更新改善する必要が発生するため、毎年全域で重点的に指導していく。